装管調第１７１０５号
令和２年１２月１５日

大臣官房会計課長
防衛大学校総務部長
防衛医科大学校事務局経理部長
防衛研究所企画部長
統合幕僚監部総務部長
情報本部総務部長　殿
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部長
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁長官官房会計官
防衛装備庁各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁調達管理部長
（公印省略）

政府電子調達システム（ＧＥＰＳ）の利用徹底について（通知）

標記について、別紙のとおり実施することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

関連文書：１　防衛省における調達手続の電子化について（２０１８年（平成３０）３月１９日防衛省行政情報化推進委員会決定）
２　総評総務第１７５号（令和２年１０月９日）
添付書類：別紙

別　紙

政府電子調達システム（ＧＥＰＳ）の利用に関する要領

１　趣　旨

防衛省では、平成２６年４月以降、政府電子調達システム（以下「ＧＥＰＳ」という。）の利用を開始している。しかし、現在も利用率が低く、一部の機能しか利用されていない。政府全体の電子化推進及び会計手続等の書面・押印・対面の見直しが求められていることから、調達業務の電子化を迅速に進める必要がある。また、事業者等への電子化推進のため、利便性向上にも努めなければならない。

この要領は、装備品等及び役務の調達における電子化推進及び利便性向上を図るため、ＧＥＰＳに関する必要な事項を定めるものとする。

２　用語の定義

この要領における用語は、当該各号に定めるところによる。

(1) 装備品等　防衛省設置法（昭和２９年法律第１６４号）第４条第１項第１３号に規定する装備品等をいう。

(2) 地方調達　装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和４９年防衛庁訓令第４号）第５条の２に規定する調達をいう。

(3) 事業者等　法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。

(4) ＧＥＰＳ　物品・役務及び一部の公共事業の入札、契約、請求等の一連の業務を電子的に処理するための総務省が主管する府省共通の政府電子調達システムをいう。

(5) ＧＩＭＡ　府省内における各連携業務アプリケーションで利用する利用者認証情報と各種連携業務アプリケーションの利用権限を一元管理するための総務省が主管する政府共通プラットフォームの一機能をいう。ＧＥＰＳは、この連携業務アプリケーションの一つである。

(6) 調達ポータル　統一資格審査申請・調達情報検索サイト及びＧＥＰＳで個別に提供されていた資格情報、入札及び契約情報等を一元的に提供し、統一参加資格取得から契約・請求までをワンストップで行うことを可能とした総務省が主管するシステムをいう。

３　適用範囲

この要領の適用範囲は、防衛省においてＧＥＰＳを導入する以下の機関等（以下「各機関等」という。）とする。

内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、各地方防衛局及び防衛装備庁（地方調達）

４　利用者種別

(1) 府省内管理者

府省内管理者は、防衛装備庁調達管理部調達企画課（以下「調達企画課」という。）の職員とし、官署内管理者を統括するものとする。

(2) 官署内管理者

官署内管理者は、各機関等の契約事務を担当する部署の職員とし、各機関等の利用者を管理し、ＧＥＰＳの利用に関する業務を実施するものとする。

(3) 利用者

利用者は、各機関等の調達業務を行う職員とする。

5　利用者登録手続

(1) 府省内管理者は、総務省が指定した様式（電子調達システム府省内管理者登録申請書）に従い、総務省へ申請する。登録者数は２名とする。

(2) 官署内登録者は、総務省が指定した様式（電子調達システム官署内登録者登録申請書）に従い、府省内管理者へ申請する。登録者数は２名以上とする。府省内管理者は各機関等の申請を取りまとめて総務省へ提出し、官署内登録者のＧＩＭＡの設定を行う。

(3) 利用者は、官署内管理者へ登録を依頼する。官署内管理者は利用者のＧＩＭＡ及びＧＥＰＳの設定を行う。

(4) 利用停止する場合は、上記と同様の手続により削除申請を行う。

6　利用方針

(1) 調達要求

原則、ＧＥＰＳを利用すること。

(2) 公告及び公示

原則、ＧＥＰＳを利用すること。また、総務省行政評価局レポート「政府電子調達システムの利便性向上に関する実態調査」（令和２年１０月）を踏まえ、事業者等の利便性向上に努めること。

ア　ＧＥＰＳを利用し、調達ポータルに公告及び公示を掲載すること。

イ　ＧＥＰＳに登録する「公告内容」は、公告本文を掲載すること。

ウ　入札等の関連資料は、ＧＥＰＳの「添付資料設定」に登録し、調達ポータルの「調達資料」からダウンロード可能とすること。ただし、関連資料の公表可否は個別に判断するものとし、調達ポータルに掲載しない資料がある場合は、電子的手段による配布を推進すること。

(3) 入　札

原則、ＧＥＰＳによる電子入札に対応すること。

(4) 契　約

契約相手方が電子対応不可の場合を除き、ＧＥＰＳを利用して契約業務（請書、請書省略を含む）を行うこと。

(5) 検　査

原則、ＧＥＰＳを利用すること。

(6) 請　求

原則、ＧＥＰＳを利用すること。

(7) その他

ＧＥＰＳで実装されていない機能に係る調達業務を除き、原則、ＧＥＰＳを利用すること。ただし、特段の理由によりＧＥＰＳの利用が困難な場合、官署内管理者は、理由及び今後の予定等について、府省内管理者へ情報提供すること。

6　利用及び管理に対する協力

(1) 府省内管理者及び官署内管理者は、各機関等及び事業者等へのＧＥＰＳの利用促進及び利便性向上のため、相互に連携して協力すること。

(2) 官署内管理者は、各機関等におけるＧＥＰＳの利用促進及び利便性向上のため、必要に応じて内部規定を見直すこと。

(3) 官署内管理者は、各機関等の調達業務を行う部署へのＧＥＰＳの利用促進及び利便性向上のため、必要な措置を講じること。

(4) 官署内管理者は、各機関等において、調達業務の電子化により、重複もしくは省略可能な手続を見直し、業務軽減を図ること。

7　利用状況の把握

各機関等のＧＥＰＳの利用状況について、別途所要の調査を行う。

8　委任規定

この要領の実施に関し必要な細部事項は、調達企画課長が定める。